

○確認申請手続きについて

修繕・模様替の場合、撤去前の段階では既存建築物の仕様が明らかとなっていないため、確認申請図面の作成が困難な場合がある。
これについて、道内の取扱いを次のとおりとする。

取扱い

- **撤去前に確認申請の手続きを行うこと。**
(確認済証交付後でなければ、撤去工事に着手してはいけない)。
※足場等の仮設工事及び既存建築物の仕様を明らかにするための調査に係る撤去工事は実施可能。
- 撤去工事後に**確認申請図書から変更が生じた場合、計画変更となる。**(軽微な変更を除く。)